

# 津久見市スポーツ施設業務仕様書

令和元年10月

津久見市教育委員会生涯学習課

## ～目次～

1	趣旨	・・・ 2
2	スポーツ施設の管理に関する 基本的な考え方	・・・ 2
3	施設の概要	・・・ 2
4	利用時間	・・・ 4
5	休館日	・・・ 4
6	指定期間	・・・ 4
7	法令等の遵守	・・・ 4
8	業務内容	・・・ 4
9	経費等について	・・・ 7
10	指定管理者が賠償責任を負う範囲	・・・ 7
11	物品の管理等	・・・ 7
12	備品	・・・ 7
13	業務を実施するに当たっての 留意事項	・・・ 8
14	その他	・・・ 8

津久見市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

本仕様書は、スポーツ施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

### 2 スポーツ施設の管理に関する基本的な考え方

スポーツ施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 施設が、市民の健康増進とスポーツ振興を図るために設置された理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

### 3 施設の概要

名 称	津久見市スポーツ施設（下記施設の総称） 津久見市総合運動公園（市民野球場・市民体育館・テニスコート・サニーホール・多目的グラウンド）、津久見市営グラウンド、津久見市営彦ノ内グラウンド、津久見市営西ノ内グラウンド、津久見市営武道館
-----	---

#### 津久見市総合運動公園

1. (1) 名 称 市民野球場  
(2) 所在地 津久見市大字千怒 5338 番地  
(3) 施設概要 野球場：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建  
照明施設：耐候性鋼材  
グラウンド 両翼：92m センター：120m  
延床面積：7,321.93 m<sup>2</sup>  
収容人員：10,000 人（内野 7,000 人 外野 3,000 人）  
夜間照明施設：支柱 6 基 204 灯  
駐車場：普通車約 300 台  
(4) 完成年月日 昭和 63 年 8 月 31 日 （照明施設：平成 2 年 5 月 31 日）
2. (1) 名 称 市民体育館  
(2) 所在地 津久見市大字千怒 5338 番地  
(3) 施設概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建  
延床面積：2,209.21 m<sup>2</sup>  
(4) 完成年月日 昭和 61 年 2 月 28 日

3. (1) 名 称 テニスコート  
 (2) 所在地 津久見市大字千怒 5338 番地  
 (3) 施設概要 コート：セミアンツーカー（一部全天候）4 面  
 夜間照明施設：10 基 48 灯  
 面積：2840 m<sup>2</sup>  
 (4) 完成年月日 昭和 59 年 11 月 30 日 ※平成 30 年 3 月人工芝生化
4. (1) 名 称 サニーホール  
 (2) 所在地 津久見市大字千怒 5339 番地  
 (3) 施設概要 鉄筋造テフロン膜ドーム式屋根（一部 2 階建）  
 多目的大ホール・多目的小ホール・研修室  
 延床面積 1,898.49 m<sup>2</sup>  
 (4) 完成年月日 平成 5 年 1 月 10 日
5. (1) 名 称 多目的グラウンド  
 (2) 所在地 津久見市大字千怒 5338 番地  
 (3) 施設概要 面積：6,600 m<sup>2</sup>（芝生）  
 (4) 完成年月日 昭和 63 年 8 月 31 日（芝生：平成 22 年 9 月 5 日）  
 ※ 付帯施設：ジョギングコース・アスレチック広場・望海公園

#### 津久見市営グラウンド

- (1) 名 称 津久見市営グラウンド  
 (2) 所在地 津久見市宮本町 20 番 15 号  
 (3) 施設概要 グラウンド：野球用 1 面  
 照明施設：8 基 56 灯  
 面積 8,549 m<sup>2</sup>（真砂土他）  
 (4) 完成年月日 昭和 12 年 4 月 20 日 平成 9 年 3 月 31 日改修

#### 津久見市営彦ノ内グラウンド

- (1) 名 称 津久見市営彦ノ内グラウンド  
 (2) 所在地 津久見市大字津久見 880 番地  
 (3) 施設概要 真砂土（外野：芝表層仕上）  
 右翼：61m 左翼：63m  
 面積：5,100 m<sup>2</sup>  
 (4) 完成年月日 平成 3 年 3 月 25 日

#### 津久見市営西ノ内グラウンド

- (1) 名 称 津久見市営西ノ内グラウンド  
 (2) 所在地 津久見市大字津久見 6776 番地の 2  
 (3) 施設概要 真砂土（外野：芝表層仕上）  
 右翼：68m 左翼：67m センター：77m  
 面積：5,174.99 m<sup>2</sup>

(4) 完成年月日 昭和 58 年 1 月 31 日

#### 津久見市武道館

- (1) 名 称 津久見市武道館
- (2) 所 在 地 津久見市大字津久見浦 3777 番地の 17
- (3) 施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート 2 階建  
柔剣道場・弓道場  
延床面積 736.81 m<sup>2</sup>
- (4) 完成年月日 昭和 55 年 3 月 25 日

#### 4 利用時間

指定管理者の提案により教育委員会と協議の上、決定することができる。  
なお、現行の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分まで。

#### 5 休館日

指定管理者の提案により教育委員会と協議の上、決定することができる。  
なお、現行の休館日は、津久見市総合運動公園については毎月第 2・第 4 月曜日  
[その日が休日〔国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する  
日〕の場合はその翌日]、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで。

#### 6 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間）

#### 7 法令等の遵守

スポーツ施設の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 津久見市スポーツ施設設置条例
- (3) 津久見市スポーツ施設設置条例施行規則
- (4) 津久見市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (5) 津久見市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 津久見市情報公開条例
- (8) 津久見市個人情報保護条例
- (9) その他の関係法令

#### 8 業務内容

- (1) スポーツ施設の運営に関すること
  - ア 人員の配置等に関すること。  
(ア) 津久見市民体育館（以下「市民体育館」という。）事務室に管理人 1 名を常時配置すること。

(イ) スポーツ施設の利用に関する受付業務（利用料金の収納、問い合わせ等）、施設設備管理業務に従事するのに必要な最適な人員を配置すること。

(ウ) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、スポーツ施設の運営に支障がないようにすること。

(エ) 職員に対して、スポーツ施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

イ スポーツ施設の利用申請の受付・許可等に関すること。

(ア) 受付・許可等は、市民体育館事務室で行うこと。

(イ) 受付の手続

・利用許可申請書の受付、利用の許可、利用許可書の交付、利用料金返還の手続き等（おおいた公共施設予約システムを含む。）

(ウ) 受付の日時

・開館中は、受け付けること。

(エ) スポーツ施設に関する問い合わせに対応すること。

ウ 利用料金の収受に関すること。

(ア) 本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(イ) 利用料金は、津久見市スポーツ施設設置条例の規定による金額を上限とする。

(ウ) 利用料金は、現金納付又は金融機関納付による。金融機関納付の場合、振り込み手数料は、利用者の負担とする。

(エ) 現金納付の場合は、指定管理者が現金の管理を行うこと。

(オ) 申込者が、利用中止申請の手続きをした場合は、関係例規の規定に従い申込者に利用料金の返還を行うこと。

エ スポーツ施設の備品について

(ア) 利用者の申請に基づき、備品の説明・貸出を行うこと。

オ 広報に関する業務について

(ア) 施設のPR及び情報提供のため、ホームページ等その他必要な媒体を活用して積極的な広報活動に努めること。

(2) スポーツ施設の維持管理に関すること

ア 施設の適正な運営のため、清掃、施設・設備点検等の保守管理及び修繕、樹木保全等敷地内環境美化を行うこと。（各業務の詳細は、別添協定書に定める。）

(ア) 清掃業務

・良好な環境衛生、美観の維持はもとより、施設の健全なる保全を図ること。  
・適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ、シミ等を落とし清潔な状態に保つこと。

(イ) 電気、空調、給排水及び浄化槽等設備管理

・総合運動公園内の電気設備、空調設備、給排水衛生設備等の各設備の日常巡視点検を行うこと。

(ウ) 施設・設備保守点検

・スポーツ施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に利用できる良質な施設、設備を提供するため、設備・器具等の状態について巡視点検を行い、関係法令に基づく法定検査等を行うこと。

- a) 電気設備等保守点検
- b) 浄化槽等保守点検
- c) 消防用設備等保守点検

(エ) 修繕

- ・修繕については、別途協議とする。

(オ) 樹木保全

- ・総合運動公園敷地内の高木、灌木等の植栽及び植栽地内を対象とし、施設の使用及び美観を維持するため剪定、除草、消毒、清掃等の業務を行うこと。

(カ) 消耗品

- ・施設維持管理用消耗品(電球、トイレトペーパー等)、事務用消耗品(事務用品、応急処置用医薬品等)、清掃用消耗品(洗剤、清掃用具等)の購入に関すること。

(キ) 保険加入

- ・利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入すること。

(ク) その他維持管理

- ・施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行うこと。
- ・駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。
- ・燃料費、光熱水費及び通信運搬費(電話料、郵便料等)を支払うこと。
- ・自動販売機の設置業者と連絡等を行うこと。

(3) スポーツ振興事業に関すること

ア 企画開催

市民が健康に生活していくための基礎となる体力の向上、また、余暇を利用して楽しめるスポーツの普及を目的として、指定管理者は市民の健康増進に関するスポーツ事業を企画開催し、その実現に向け努力すること。

イ 津久見市等公共団体とのスポーツ関連行事への協力

指定管理者は管理施設内で行われる公共団体主催の事業については、その主旨を考慮の上、地域貢献として積極的に協力すること。また、協力内容の詳細については、その都度協議とする。

(4) 事業報告

ア 指定管理者は、スポーツ施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、教育委員会が指定する期間保管し、求めがあった場合は提出すること。

イ 毎月、利用状況及び業務日報(利用者からの意見、要望等とその結果及び対応策を含む。)に基づいて月報を作成し、教育委員会に報告すること。

ウ 利用状況については、日別、月別及び年度合計等を記した所定の文書を作成すること。

エ 1年に一度、業務内容を総括した事業実績報告書を作成し、教育委員会に報告すること。

(5) その他

- ア 緊急時の対策及び防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導及び訓練を行うこと。なお、防災対策については、津久見市防災計画に基づいたものとする。
- イ 個人情報保護について従事者に周知、徹底を図ること。
- ウ その他スポーツ施設の管理上、教育委員会が必要であると認める業務を行うこと。

9 経費等について

(1) 予算の執行

- ア 予算は、以下のとおり執行すること。
  - (ア)人件費、管理費及び事業費は、申し出団体からの予算提案額に基づき別途協定書で定めた予算額以内で執行すること。
  - (イ)修繕費については、別途協議するものとする。
  - (ウ)年間の運営は、協定書で定めた予算科目の予算額以内で執行すること。ただし、教育委員会との協議により科目間の流用ができるものとする。

(2) 事業報告

会計年度終了後、1か月以内に会計報告及び事業報告を行うこと。

(3) 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 実地調査について

市及び教育委員会は必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の調査を行うことができるものとする。

10 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、スポーツ施設の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市及び教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。また市と指定管理者の責任分担については別途協議とする。

11 物品の管理等

- (1) 指定管理者が行なった修繕により結果として物品を取得することとなる場合は、その物品は、市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に教育委員会の照合を受けなければならない。

12 備品

備品は、別途提示する。



### 1 3 業務を実施するに当たっての留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行うこと。
- (3) 個人情報の適正な管理のために次の必要な措置をとること。
  - ・ 管理規程の整備、職員の意識啓発など管理的な保護措置
  - ・ 電子計算機処理によるアクセス制限、データの暗号化などの技術的な保護措置
  - ・ 保管施設の整備など物理的な保護措置
- (4) 津久見市及び国、地方公共団体並びに公共的団体の事業への協力をする事。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については、教育委員会と協議を行うこと。

### 1 4 その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なくスポーツ施設の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。

#### (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

##### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、スポーツ施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

##### イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

教育委員会と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。